

2017年2月23日

国会議員各位

長野県保険医協会  
会長 鈴木 信光

医療費助成事業に対する国保の国庫負担金減額調整の「完全」廃止を求める要望書

長野県の子どもや障がい者等の福祉医療給付制度は2003年より「自動給付方式」と称する「償還払い方式」を採用しています。償還払いで2ヵ月後に振り込まれるとしても一時的な費用負担が大変だという声が、子育て世代の若いお母さんや年金暮らしの障害者から寄せられ、本会では「現物給付方式」への転換を求めてきました。

しかし、現物給付方式への変更を妨げている要因のひとつとして、国民健康保険の国庫負担金減額調整（以下、ペナルティ）の規定があり、これが市町村財政の負担となっています。

他の都道府県ではこうしたペナルティにもかかわらず何らかの形で現物給付方式を実施していますが、長野県を含めて自動給付方式を採用する6県では現物給付を行っている市町村はひとつもないのが現状です。

昨年末、厚生労働省は未就学児までを対象に医療費の窓口負担を軽減している自治体に対する、ペナルティを廃止する方針を打ち出したことは重要な改善です。

国の決定を受けて長野県でも1月に福祉医療の現物給付化に向けて協議する検討会を設置したところです。しかし、検討会の議論では財政的な影響から対象年齢は国がペナルティを廃止するとした就学前までに限定すべきとの意見も出ています。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として医療費助成制度は重要です。

独自施策で住民を支援しようとする市町村の動きに水をさすようなペナルティの規定は完全に廃止するよう国及び政府に働きかけることを要望します。